神戸市公告

一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の６及び神戸市契約規則（昭和 39 年３月規則第 120 号。以下「規則」という。）第４条の規定により、次のとおり公告します。

令和８年 11 月 12 日

神戸市長　久　元　喜　造

１　入札に付する事項

民法（明治 29 年法律第 89 号）第 601 条に基づく土地の賃貸借（借地権は発生しない）

（１）　所在：神戸市長田区長田町一丁目１番４

（２）　地目：宅地

（３）　地積：780.97 ㎡（公簿面積から電柱１本相当の 0.25 ㎡を除いた数量）

（４）　期間：令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日までの５年間

（５）　用途：平面駐車場（時間貸、月極駐車場を含む）

（６）　土地の利用制限

ア　駐車場を経営するために必要な設備（精算機・カーゲート・ロック板・車止め・駐車場案内看板・監視カメラ等）以外の建築物及び工作物の建築・築造は認めません。

イ　アスファルト舗装・路面表示用塗料の塗装に類する行為については認めますが、土地の形状を変えることはできません。また、賃貸借契約終了後に神戸市に有益費・必要費の償還を求めることはできません。

（７）　最低入札価格

１か月当りの賃料　金 453,200 円（消費税相当額を含む）とします。

２　入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。また、入札不調後の随意契約についても同様とします。

（１）　駐車施設の運営実績がない者。

（２）　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者。

（３）　破産者で復権を得ない者。

（４）　国税(法人税又は所得税及び消費税(地方消費税を含む)をいう。)及び地方税について未納の税額がある者。

（５）　神戸市における不動産の売却又は貸付けに係る契約手続において次の事項のいずれかに該当すると神戸市が認めたときから２年を経過しない者。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。

ア　競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

イ　落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。

ウ　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

エ　地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ　落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき。

カ　神戸市における競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

（６）　借り受けた不動産を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者。

（７） 次の事項のいずれかに該当すると認められる者。

ア 神戸市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け、又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めに違反した者。

イ アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位(以下「代表者等の地位」という。)に現にある者及び違反時にあった者。

ウ アまたはイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。

（８） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第６号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団(同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成 22 年５月 26 日市長決定)第５条に該当する者)。

３ 入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区浜辺通２丁目１番 30 号　三宮国際ビル８階（郵便番号 651-0083）

神戸市都市局地域整備推進課（電話番号 078-595-6747）（以下、「地域整備推進課」という。）

４ 入札の参加に関する要領の公開時期及び公開方法

（１） 公開時期

令和８年 11 月 12 日（木）より公開

（２） 公開方

ホームページにて公開

(https://www.city.kobe.lg.jp/a13150/kasituke_nyusatu/parking_sandor.html)

５ 入札参加申込期間及び入札参加申し込み方法

（１） 入札参加申込期間

令和８年 11 月 12 日（木）から令和８年 11 月 26 日（木）17 時

（２） 入札参加申込み方法

郵送

（３） 入札参加申込みに関する事項

入札への参加は、上記５(１)の期間内に申込をした者に限ります。

６ 入札保証金に関する事項

（１） 入札保証金の額は、金 1,359,600 円とします。

（２） 入札に参加する者は、事前に、本市が交付する所定の納入通知書により、神戸市公金収納取扱金融機関で入札期間最終日までに入札保証金を納入してください。

７ 入札期間及び入札方法

（１） 入札期間

令和８年 12 月７日（月）から令和８年 12 月 25 日（金）17 時

（２） 入札方法

郵送

８ 開札の日時及び場所

（１） 開札の日時

令和９年１月 13 日（水）午前 10 時より

（２） 開札の場所

神戸市中央区浜辺通２丁目１番 30 号　三宮国際ビル７階（郵便番号 651-0083）

神戸市都市局「701 会議室」

（３） 落札者の決定方法

落札者は、最低月額貸付価格以上の入札のうち、最高の価格をもって入札した者とします。

落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

9　入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします

（1）　「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき。

（2）　「入札参加申込書兼誓約書兼承諾書」若しくは「入札保証金提出書」の提出がないとき。

（3）　最低月額貸付価格に達しない金額をもって入札したとき。

（4）　最低月額貸付価格の９倍を超える金額をもって入札したとき。（錯誤による桁間違いや年額貸付価格にて入札してしまったと判断する。）

（5）　「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

（6）　「入札書」に記名及び実印（委任されている場合は受任者の印）の押印がないとき。

（7）　「入札書」の金額のはじめの数字の前に「￥」の記載がないとき。

（8）　一の入札に対して２通以上の「入札書」を提出したとき。

（9）　入札保証金を納入期限までに納付せず、又はその金額に不足があるとき。（指定の納入方法によらない場合を含む。）

(10)　代理人（受任者）による入札の場合において、「委任状」を提出しないとき。

(11)　入札者及びその代理人が他の入札代理人（受任者）となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(12)　入札者の資格のない者が入札したとき。

(13)　本市から交付された「入札書」以外の入札書により入札したとき。

(14)　鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により「入札書」に記入したとき。

(15)　「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(16)　前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10　その他

契約書提出期限は、令和９年２月 26 日（金）までとします。